

14 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2016年3月24日

委員長

各常任委員会、まち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員会及び予算特別委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

<確認>

委員長

請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申し出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。この中で、特に討論を必要とする請願があるか。

御意見を願う。

村岡委員

私たちは、議請第1号及び2号について討論を希望しているが、特に議請第1号については、複数会派が紹介議員になっているので内容は省略するが、是非討論を認めてもらいたい。

小島委員

請願に対する討論は原則行わないことを申し合わせている。議案提出には8人以上を必要とするのに対し、請願は紹介議員1人でもよく、どんな請願でも本会議での討論を認めることは、議案提出権とのバランスを欠くことになるからである。

今回の請願については、その内容も国政のことであり、地方議会には権限はないので、それをあえて本会議で取り上げて討論を行うことは全く必要ないと考える。

委員長

それでは、御意見を伺ったが、討論を行うべきとの意見もあったが、行う必要はないという意見が多数であるので、討論は行わないことによいか。

<了承>

2016年3月25日

委員長

議員の期末手当についてだが、今定例会の総務県民生活委員会において、知事等特別職の期末手当の支給割合を引き上げる条例改正案が、「可決すべきもの」と決定された。これまで、議員の期末手当の支給割合は、前回改定時を除き、引き下げる場合も、引き上げる場合も、知事と連動する形で改定している。

先ほど開催された各会派代表者会議において、全会派一致には至らなかったが、知事に合わせて議員の期末手当の支給割合を改定することや、今後は知事と議員とが連動して改定されるべきとの意見が多数であった。については、議長から、議運において、引き続き、当該条例の改正について協議を依頼された。

そこで、「埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の改正案の概要等について、案を作成したので、事務局職員に配付させる。

<事務局が資料を配付>

委員長

何か御意見はあるか。

野本委員

意見というわけではないが、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例というのは、知事の給与も含まれるが、条例名に「知事」と入っていないのはなぜか。知事や副知事も含まれる旨を表示した方がよいと思うが、隠しているのか。本来は、条例名を「知事、副知事及び特別職の職員の給与及び旅費に関する条例」とすべき話である。そうでないと、知事の給与に関するものなのかが分からない。条例を改正してしまった方がよいのではないか。

委員長

現在議題としている条例は議員に関するものであり、特別職の給与との関係は総務県民生活委員会に付託をされているので、そういった御意見等があったら、会派で改正案を御提出いただきたいと思う。

野本委員

今どうこうという話ではなく、素朴な疑問であった。

委員長

会派で取り組んでいただければと思う。

菅委員

手続きの確認をしたいが、これは、議長から議運に諮問されているということでしょうか。

委員長

そのとおりである。

菅委員

ということは、本会議で議案提出がされ、提案理由が説明され、議運に付託をされて議論するというのではないのか。

委員長

そうではない。今、手続き上は、代表者会議において議長から議運の正副委員長に対して、この件について協議をしてもらいたいとの御提案があったので、協議をしているところであり、賛同が得られれば、議運委員が提案者となって提案させていただければと思っている。

菅委員

今ここで、賛否についての意見が必要ということか。

委員長

その意見を伺っているところである。

菅委員

それでは、この件について反対の立場で話をさせていただきたいと思う。これまでは、議員の期末手当の引き上げ、引き下げについては、その都度条例改正を要し、議員は条例改正に当たって住民の批判を受け止める必要があったが、この改正が行われると、平成28年度分以降については、特別職の期末手当の支給割合の引き上げに伴い、自動的に議員の期末手当の引き上げが行われることになる。すなわち、議員の期末手当の引き上げについて、正面から議論されづらい状況がなされるということと、埋もれた形での引上げないしは棚ぼた式増額が行われるような認識になろうかと思う。このような連動措置を導入せず、その都度議員自らが期末手当

の支給割合について、自らの問題として、住民の声に耳を傾けながら、正面から議論することが本質である。

条例改正の根拠となっているのは、国の細評によるものであり、それに準拠するものである。内閣総理大臣、特別職、国家公務員が連動して改定する動きによるものである。しかし、県議会は二代表制である。常に二代表制を主張している埼玉県議会が、自らのこととなると、お手盛りで他律的な制度を構築してよいものだろうか。今まで、議員報酬及び費用弁償等に関する条例と、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の2つに分かれそれぞれ自律的に存在していた条例を連動させることで、自律性が全くなくなるものである。二代表制の誇りを持つべきものだと思う。

本件については、本来であれば審議会において条例について議論すべき筋だと思っている。今のところそういった条例にはなっていないが、やはり先ほどの趣旨に鑑みて議論すべきだと思う。

県議会の定数並びに選挙区条例、費用弁償の件、タブレット導入の件、今回の期末手当の件と、議会改革の重要な項目にもかかわらず、体系的な議論をせずに、場当たりの決めてしまうのはいかがなものか。議会改革を議論する場を設け、期末手当の件も含めて、体系的に議論すべきだと認識をすることにより、反対の討論とさせていただく。

村岡委員

私たち会派も、条例改正には反対である。理由についても、基本的には先ほど菅委員さんがお話しされたことと同じ考えである。1つは、県民の生活が非常に大変なときに期末手当の増額ということと、併せて、先ほどもお話があったが、本県議会でも常々二代表制ということが言われており、自らのことを行政側に委ねる

ということは整合性が取れず、反対である。

委員長

御意見を伺ったが、代表者会議からの流れもあり、賛成する会派が多数である。この件については、議運委員のうち、賛成する会派の委員の連名による議員提出議案として提案することによいか。

<了承>